

第359回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年2月8日(火)15:00～15:21

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 お待たせいたしました。ただいまから、第359回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて事務局より御説明をお願いいたします。

○靄田総務課長 第1部につきましては公開案件であります。新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様につきましては、インターネットで同時中継を行っております。第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料につきまして情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 今、御説明がありましたように、議事次第において第2部として記載されている議題については、非公開での開催とさせていただこうと考えていますが、異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、今お話のあったとおりにさせていただきますと思います。

それでは、まず議題の1「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関しまして、伊藤管理官から御説明をお願いいたします。

○伊藤統括NW事業管理官 取引監視課の伊藤でございます。資料3を御覧ください。電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について、でございます。

リード文を御覧ください。本年度におけるみなし小売電気事業者の原価算定期間終了後の電気小売経過措置料金の事後評価の進め方について御審議いただくものでございます。

1.趣旨につきましては、8行目以降ですが、電気事業法等の一部を改正する法律附則

の経過措置に基づく電気小売経過措置料金につきましては、原価算定期間終了後に毎年度、事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認することとなっております。

2022年2月4日付にて、経済産業大臣からみなし小売電気事業者全10社のうち、原価算定期間中の九州電力を除く9社の電気小売経過措置料金について、本委員会宛てに意見の求めがあったことから、料金制度専門会合において、事務局にて行った評価を確認いただくこととしたいと考えてございます。

2. 本年度の進め方（案）について、17行目以降ですが、まず1)対象事業者としましては、記載のみなし小売電気事業者9社です。

2)評価内容としましては、電気事業法等、一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等、第2(7)④に基づき、以下の基準に沿って確認を行います。

具体的にはステップ1、規制部門の電気事業利益率による基準。これは個社の規制部門の電気事業利益率の直近3か年度平均値がみなし小売電気事業者10社の過去10か年平均値を上回っているかどうかを確認します。

ステップ2、規制部門の超過利潤累積額による基準または自由化部門の収支による基準。これは前回料金改定以降の超過利潤の累積額が事業報酬額を超えているかどうか、または自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認します。

33行目ですが、上記ステップ1に該当し、かつステップ2のいずれかに該当する場合には、料金認可申請命令の発動の可否を検討します。

また、2020年12月に審査基準が改正されまして、不適切な発注・契約による支出増につきましては、経過措置料金に係る超過利潤の計算において費用として扱ってはならないこととされたことから、当該支出増があれば、それも反映して評価を行います。

3. スケジュールです。2月中旬、料金制度専門会合での審議、2月下旬、本委員会において経産大臣への回答について審議を予定しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○横山委員長     ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。——ございませんでしょうか。

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、今後、料金制度専門会合において電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について確認することとしてよ

ろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんようですので、そのように進めることといたします。どうもありがとうございました。

続きまして、議題の2「一般送配電事業者の2020年度収支状況の事後評価等について」に関しまして、内田ネットワーク事業制度企画室長から御説明をお願いいたします。

○内田NW事業制度企画室長 ネットワーク室長の内田でございます。御説明させていただきます。

まず資料4―1を御覧ください。一般送配電事業者の2020年度収支状況等の事後評価の進め方を御審議いただくものでございます。

1. 趣旨ということで御説明させていただきますが、その前に、ファイル番号でいきますと資料4―3でございます。経産大臣から本委員会宛てに意見の求めがございました。これを受けまして、料金制度専門会合において事後評価を実施するというものでございます。

資料4―1に戻らせていただきます。具体的には資料4―1の2ポツのところでございます。本年度の進め方という記載がございますけれども、①にありますように、法令に基づく事後評価、その下、②にありますとおり、事業者ヒアリングによる追加的な分析・評価を行うということでございます。事業者ヒアリングでございますけれども、託送供給等収支の状況につきまして、(i)の括弧の中に記載がございますが、送配電6社からヒアリングを行いまして、その中でレベニューキャップにおける検討事項における取組状況や、導入を見据えた取組内容、計画等について聴取いたしまして、2023年度より導入するレベニューキャップ制度の運用の参考とすることとしたいと思っております。具体的には(iii)のところ、その次のページでございますけれども、(iv)のところ、レベニューキャップ制度を見据えた取組内容や計画というところで記載させていただいております。また、レベニューキャップ制度の第2規制期間に向けて、停電時間のデータ採録範囲の拡大、OPEX査定における各事業者の費用計上法の統一、CAPEX査定の重回帰分析における適切な説明変数といったデータ採録等に係る整備が必要となるところ、送配電協議会より現状の課題と今後のアクションプランにつきまして報告を求めることとしたいと思います。(v)のところでございます。

最後に今後のスケジュールでございますけれども、まず本日の委員会を踏まえまして、

2月中旬、料金制度専門会合で御審議いただいた上で、2月下旬に法令に基づく事後評価の結果をこの委員会に御報告して、経産大臣への回答を行う。一番下、3月中と記載しておりますが、3月に料金制度専門会合の審議結果を取りまとめ、この委員会に御報告するという段取りを予定しております。

私からの説明は以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○横山委員長     どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして委員の皆さんから御質問、御意見をお願いしたいと思います。——ございませんでしょうか。

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、今後、料金制度専門会合において一般送配電事業者の2020年度収支状況の事後評価等について確認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんようですので、そのように進めることといたします。どうもありがとうございました。

続きまして、議題の3「託送供給等約款以外の供給条件の認可について」に関しまして、高橋管理官から御説明をお願いいたします。

○高橋管理官     ネットワーク事業監視課の高橋でございます。資料5を御覧ください。

私からは、昨年1月に生じた一般送配電事業者のインバランス収支に関する取扱いについて、託送供給等約款以外の供給条件の認可についてということで、各一般送配電事業者から経済産業大臣宛てに認可申請があり、経済産業大臣から委員会に対し意見の求めがありましたので、この回答について御審議いただくというものでございます。

まず9行目の経緯を御覧ください。昨年1月に生じたインバランス収支に関する取扱いにつきましては、当委員会の制度設計専門会合における議論に加えまして、エネ庁の電力・ガス基本政策小委員会において約半年にわたって議論が重ねられてきたところでございます。

別添1としまして、第43回小委が昨年12月27日に開催され、そこで取りまとめられた資料は5ページにおつけしております。そこでは、これまでの経緯、背景、基本的な考え方や、本資料の9ページにある具体的な調整方法、還元方法、それから10ページ、11ページになりますが、託送供給等約款の特例認可等に関する考え方、16ページ目の特例認可の考え方について取りまとめられたところでございます。

これを受けまして、資源エネルギー庁の電力・ガス事業部長から1月11日付で各一般送配電事業者に対して、この取りまとめに従い需要BGにおける将来の託送料金について必要な措置を講ずることを要請いたしました。これは別添2としまして21ページにおつけしております。

この要請を踏まえまして、1月27日付で各一般送配電事業者から認可申請があったものでございまして、こちらは別添3としまして41ページ以降におつけしております。適宜御覧いただければと思います。

続きまして、25行目、申請の概要ですけれども、申請者は全一般送配電事業者の10社で、特例措置の内容は、託送料金から毎月定額を差し引いて調整するというものです。この適用につきましては、余剰分を引いて、昨年1月の不足インバランスがゼロを上回る需要BGから、今年の2月15日から3月15日の間に申出があったものと整理されております。ただし、申し出た時点で、支払期日を経過しているインバランス料金について全ての支払いが済んでいるということが条件となっています。

適用期間、還元の期間になりますけれども、今年4月から原則6か月間になりまして、ただ、BGから申出があつて、一般送配電事業者側と協議が整えば、最短1か月までの短縮による還元が可能であるということと、6か月間で還元が行えなかった場合には最大12か月まで延長するということになっております。

還元の計算式ですけれども、47行目、調整単価は、託送約款に設定された不足インバランス料金の単価から、200円か市場価格のうち、いずれか高いほうを超えた水準を還元するということにしておりまして、これに各BGの30分ごとの不足インバランス量を掛け合わせて、それを原則の6か月で割り戻したものが1か月ごとの還元額となります。

54行目、認可申請に係る意見につきまして、今、御説明申し上げた経緯を踏まえ、事務局としてはこの申請内容が第43回の電ガ小委で取りまとめに従った内容となっていることを確認しました。

つきましては、本申請は、託送約款により難しい特別の事情がある場合における供給条件として認可して差し支えないものと判断しますので、当委員会としましては認可することに依存がない旨を回答することとしたいと考えております。

私からの説明は以上になります。御審議よろしく願いいたします。

○横山委員長     どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして委員の皆さんから御質問、御意見がございましたら、お願いしたいと思いま

す。

○北本委員　今回の認可については、要請に従った申請が行われている点の確認をされたいと思います。今回の経緯等を拝見する中で思いますことは、インバランス収支が託送料金を構成するというものであること、事業者のその先にいる全需要家に向けて公平であることが改めて大切だということを感じております。その上で市場の参加者が共通のルールによって健全な競争を行うということで、市場の信頼が構築されていくものと思います。

今回、予見可能性が難しい中であって、努力し、同時同量に対して努めた事業者がいらっしゃる。今後も市場の安定のために全事業者がそういった努力を続けていただきたいということを考えまして、今後導入されるレベニューキャップ制度においても、インバランス収支を託送料金の中でどのように扱いをするかということの検討を深めていきたいと思いました。

以上です。

○横山委員長　コメント、どうもありがとうございました。

そのほかにいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、事務局から御説明のありましたとおり、委員会として意見回答することによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。どうもありがとうございました。

続きまして、議題の4「料金制度専門会合の構成員の変更について」に関しまして、田中ネットワーク事業監視課長から御説明をお願いいたします。

○田中NW事業監視課長　ネットワーク事業監視課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。資料6を御覧いただけますでしょうか。料金制度専門会合の構成員の変更についての御報告でございます。

趣旨といたしましては、電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条第1項の規定に基づいて当委員会の下に置かれている料金制度専門会合の構成員を同条3項に基づき変更するというものでございます。

ポイントでございますけれども、当委員会の下に設置されている専門会合の構成員については、委員及び専門委員の中から委員長が指名することとされております。今般、平瀬祐子氏、東洋大学理工学部准教授が委員長指名に基づき料金制度専門会合に新たに参画、

②といたしまして、岩船委員が同構成員を辞任することに伴い、以下の案のとおり構成員を変更することとしたいというものでございます。

後ろの参考資料でございますけれども、料金制度専門会合の構成員ということで、下線部、平瀬氏が新たに指名する専門委員になってございます。

後ろは参考でございますが、監視等委員会の運営規程ということで、専門会合は委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成するということになってございます。

以上、資料6についての御報告でございます。よろしくお願いいたします。

○横山委員長     どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして委員の皆さんから何か御質問、御意見ございますでしょうか。——本件は報告事項でございますので、委員長として指名手続を進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。——ありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了いたします。

——了——